

中小M&Aガイドライン（第2版）の遵守宣言について

- 中小M&Aガイドライン（第2版）の遵守について、令和6年3月31日までに遵守に向けた対応を完了した上で、登録事務局に第2版の遵守宣言をしていただくこととします。初版のガイドラインに対応済みの事業者において、第2版で追加対応が必要となる主な項目は以下のとおり。
 - ① 支援の質の確保・向上に向けた取組の実施
(第2版記載の取組例を参考に事業者ごとに適切な取組をお願いいたします。)
 - ② 仲介/FA契約締結前の書面を交付しての重要事項の説明の実施に向けた重要事項説明書及び説明実施体制の整備
 - ③ 直接交渉の制限に関する条項の留意点を遵守した仲介/FA契約書の整備
 - ④ その他、社内関係者への第2版の内容の周知・徹底、運用体制の整備
 - ⑤ 改訂後の遵守事項一覧に即した各支援機関のホームページ掲載内容や仲介/FA契約締結前の顧客への中小M&Aガイドライン遵守についての事前説明資料の整備
(改訂後の「HP掲載・顧客説明の際の参考資料」「遵守事項一覧チェックシート」は登録制度HPにて公表済)
- 第2版の遵守宣言は、11月開始予定で入力フォームを準備中です。
- 上記①～⑤の対応完了について個別の資料を提出いただく必要はございませんが、遵守宣言を掲載したホームページのURLを提出いただくことを予定しております。
- 遵守宣言をしていただいた事業者については、月末締めで集計し、翌月10日頃に登録事務局HPに以下のイメージで掲載いたします。

The image shows a portion of a web form. At the top, there is a blue header bar with the text '法人 (事業者名の表示)' on the left, and 'FA' and '仲介' buttons on the right. A red box highlights a '第2版対応' button. Below the header, there are two input fields: '業種 72 専門サービス業 (他に分類されないもの)' and 'M&A支援機関の種類 M&A専門業者 - フィナンシャルアドバイザー(FA)'.

- **第2版の遵守宣言をした日の翌営業日から、第2版が適用されることとなりますので、適切なご準備をいただいた上で遵守宣言の提出をお願いいたします。**